

官民による若手研究者発掘支援事業費助成金交付規程「共同研究フェーズ（企業人材博士課程派遣型）」 新規制定 対照表

新規制定の交付規程	既存の交付規程
官民による若手研究者発掘支援事業費助成金交付規程「<u>共同研究フェーズ（企業人材博士課程派遣型）</u>」 2024 年 11 月 12 日 2024 年度規程第 38 号 第 1 条 （略） （適用） 第 2 条 機構が行う助成金の交付は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、機構法、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成 15 年経済産業省令第 120 号）及び国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構新エネルギー・産業技術業務方法書（15 度新エネ総第 1001004 号）に定められたものによるほか、この規程の定めるところによる。 （定義） 第 3 条 この規程で「助成事業」とは、助成金の交付の対象となった、機構が別途定める「官民による若手研究者発掘支援事業」基本計画に記載する「<u>共同研究フェーズ（企業人材博士課</u>	官民による若手研究者発掘支援事業費助成金交付規程 2020 年 3 月 31 日 2019 年度規程第 33 号 （略） 一部改定 2024 年 6 月 30 日 2024 年度規程第 24 号 第 1 条 （略） （適用） 第 2 条 機構が行う助成金の交付は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、機構法、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成 15 年経済産業省令第 120 号）、<u>産学連携推進事業費補助金（若手研究者によるスタートアップ課題解決支援事業）交付要綱（当該交付要綱に基づく助成事業として実施する事業（以下「2022 年度補正予算事業」という。）に限る。）</u>及び国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構新エネルギー・産業技術業務方法書（15 度新エネ総第 1001004 号）に定められたものによるほか、この規程の定めるところによる。 （定義） 第 3 条 この規程で「助成事業」とは、助成金の交付の対象となった、機構が別途定める「官民による若手研究者発掘支援事業」基本計画に記載する実用化のための研究開発等（以下「研

<u>程派遣型)」における</u>実用化のための研究開発等（以下「研究開発」という。）を行う事業をいう。 2 この規程で「助成事業者」とは、助成事業を実施する、<u>日本国内に登記されている民間企業、技術研究組合、一般財団法人、一般社団法人（以下「企業」という。）</u>をいう。 3 この規程で「研究者等」とは、助成事業の責任者である主任研究者をいう。 （削除） （交付の対象） 第4条 （略） 一～二 （略） 三 主任研究者が助成事業の<u>開始時点において、博士（後期）課程に在学していること。</u> （削除） （削除）	究開発」という。）を行う事業をいう。 2 この規程で「助成事業者」とは、助成事業を実施する、<u>国公立研究機関、国公立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学、私立大学、高等専門学校、並びに国立研究開発法人、独立行政法人、地方独立行政法人及びこれらに準ずる機関（以下「大学等」という。）</u>をいう。 3 この規程で「研究者等」とは、助成事業の責任者である主任研究者<u>及び助成事業に直接従事する主任研究者以外の研究員（以下「協力研究員」という。）</u>をいう。 <u>4 この規程で「共同研究フェーズ」とは、第1項に規定する基本計画に基づく「共同研究フェーズ」をいい、「マッチングサポートフェーズ」とは、第1項に規定する基本計画に基づく「マッチングサポートフェーズ」をいう。</u> （交付の対象） 第4条 （略） 一～二 （略） 三 主任研究者が助成事業の<u>開始年度の4月1日時点又は第11条第1項第四号の規定に基づき主任研究者を変更する場合は様式第6による計画変更承認申請書提出日時点において、博士号の学位の取得者であること。</u> <u>四 協力研究員が助成事業の開始年度の4月1日時点又は助成事業者が機構に対して行う様式第6による計画変更承認申請書提出日時点若しくは様式第7による計画変更届出書に記載の変更期日の時点において、大学等に在籍する研究者又は学生であって、所属部署等の長が研究開発能力を有すると認めた者であること。</u> <u>2 マッチングサポートフェーズから共同研究フェーズに移行する助成事業であって、マッチングサポートフェーズにおいて主任研究者又は協力研究員であった者が引き続き助成事業に従事</u>
--	---

(交付に係る選定の基準) 第5条 略 一～二 (略) 三 当該助成事業が、<u>機構が別途定める「官民による若手研究者発掘支援事業」基本計画に記載する「共同研究フェーズ」での事業成果の実用化が加速すると考えられる</u>基礎又は応用研究を行うものであること。 <u>(削除)</u> <u>四</u> 当該助成事業による成果が、産業に応用されることが見込まれること。 <u>五 助成事業を的確に遂行するのに必要な費用のうち、自己負担分の調達に関し十分な経理的基礎を有すること。</u> 第6条～第8条 (略) (交付に当たっての条件) 第9条 (略) 一～二 (略) 三 助成事業者は、助成事業の内容の変更（軽微なものを除く。）をしようとするときは、あらかじめ機構の承認を受けるべきこと。<u>ただし、交付決定通知書に記載された助成対象費用の費目の配分を超えて支出する場合、費目のⅠからⅢの合計（複数年度交付決定においては、費目のⅠからⅢの年度限度額の合計）の10分の5を超えて流用するときは、届け出る</u><u>こと。</u>	<u>しようとする場合は、前項第二号から第四号までの「助成事業の開始年度」を「マッチングサポートフェーズの開始年度」と読み替えるものとする。</u> (交付に係る選定の基準) 第5条 略 一～二 (略) 三 当該助成事業が<u>産業界から期待される</u>基礎又は応用研究を行うものであること。 四 当該研究者等が、産業界に対して助成事業による成果の実用化に向けた具体的な提案等を行う能力を有すること。 五 当該助成事業による成果が、産業に応用されることが見込まれること。 <u>(新設)</u> 第6条～第8条 (略) (交付に当たっての条件) 第9条 (略) 一～二 (略) 三 助成事業者は、助成事業の内容の変更（軽微なものを除く。）<u>主任研究者の助成事業者以外の大学等への異動等</u>をしようとするときは、あらかじめ機構の承認を受けるべきこと。
---	--

四～八（略） 九 助成事業者は、助成事業が完了するときは、完了の日の翌日から起算して 61 日以内（助成事業の廃止の承認を受けたときは、その承認のあった日まで）に、又は助成事業が完了せずに機構の会計年度が終了するときは、翌会計年度の 5 月 31 日までに、様式第 4 による実績報告書を機構に提出すべきこと。 十～十三（略） 十四 助成事業者は、第 19 条第 1 項の規定により助成金の返還請求の通知を受けたときは、助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を加えて返還すべきこと。ただし、第 18 条第 1 項第九号<u>及び十号</u>の規定による場合はこの限りではない。 十五～十六（略） 十七 助成事業者は、処分を制限された取得財産等の処分により収入が生じたときは、機構の請求に応じ、その収入の一部<u>（消費税及び地方消費税に係る相当額を除く。）</u>を納付すべきこと。 十八（略） 十九 助成事業者は、助成事業の完了した日の属する会計年度の翌年度以降 5 年間、様式第 19 による当該助成事業に係る実用化状況報告書を機構に提出し、助成事業の成果の学術誌等での発表、助成事業に基づく発明、考案等に関して、産業財産権等の出願又は取得及びそれらを譲渡し若しくは実施権の設定、<u>共同研究等の実施</u>状況及び実用化の状況について報告	四～八（略） 九 助成事業者は、助成事業が完了するときは、完了の日の翌日から起算して 61 日以内（助成事業の廃止の承認を受けたときは、その承認のあった日まで）に、又は助成事業が完了せずに機構の会計年度が終了するときは、翌会計年度の 5 月 31 日までに、様式第 4 による実績報告書を機構に提出すべきこと。<u>ただし、2022 年度補正予算事業を実施する助成事業者（以下「2022 年度補正予算助成事業者」という。）については、助成事業の完了日まで（助成事業の廃止の承認を受けたときは、その承認のあった日まで）に、様式第 4 による実績報告書を機構に提出するものとする。</u> 十～十三（略） 十四 助成事業者は、第 19 条第 1 項の規定により助成金の返還請求の通知を受けたときは、助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を加えて返還すべきこと。ただし、第 18 条第 1 項第九号の規定による場合はこの限りではない。 十五～十六（略） 十七 助成事業者は、処分を制限された取得財産等の処分により収入が生じたときは、機構の請求に応じ、その収入の一部を納付すべきこと。 十八（略） 十九 助成事業者は、助成事業の完了した日の属する会計年度の翌年度以降 5 年間、様式第 19 による当該助成事業に係る実用化状況報告書を機構に提出し、助成事業の成果の学術誌等での発表、助成事業に基づく発明、考案等に関して、産業財産権等の出願又は取得及びそれらを譲渡し若しくは実施権の設定、<u>企業等との連携</u>状況及び実用化の状況について報告す
--	---

するとともに、収益が生じたときは、機構の請求に応じ、交付された助成金の額を上限として、その収益の一部を機構に納付すべきこと。

二十～二十二（略）

二十三 助成事業者は、労務費の算定に当たっては、機構が別途定める単価を用いること。ただし、機構が別の方法を指示したときは、その指示に従うこと。

二十四 助成事業者は、この規程に規定する様式の提出を、助成金交付申請書に定める主任研究者に委任することができること。ただし、様式第1、様式第4、様式第5、様式第6（助成金の額等及び助成期間の変更に関するもの）及び様式第8を除く。

二十五～三十（略）

三十一 助成事業者が「経済財政改革の基本方針2008」（平成20年6月27日閣議決定）に基づく革新的技術特区（以下「スーパー特区」という。）に応募し、当該助成事業の全部又は一部がスーパー特区の採択課題として決定がなされた場合には、決定がなされた旨を機構に申し出ることにより当該公募要領で規定する「スーパー特区における研究資金の統合的かつ効率的な運用の方策」に基づき、助成対象費用について統合的かつ効率的な運用を行うことができる。

三十二 交付決定を受けた助成事業の期間にかかわらず、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第35条の5の規定に基づき、機構の中長期計画における最終年度の翌年度以降の期間に係る助成事業内容の効力は、機構の次期中長期計画が、経済産業大臣の認可を受けることを条件として生ずるものとする。

三十三 助成事業者は、第7条第1項の規定に基づき交付申請書を提出するときは、主任研究者及び当該共同研究等を行う

るとともに、収益が生じたときは、機構の請求に応じ、交付された助成金の額を上限として、その収益の一部を機構に納付すべきこと。

二十～二十二（略）

二十三 助成事業者は、人件費の算定に当たっては、原則として助成事業者が当該研究者等に支払った給与、諸手当及び法定福利費（健康保険料及び雇用保険料等の雇用主負担分）に基づき算定すること。ただし、機構が別の方法を指示したときは、その指示に従うこと。

二十四 助成事業者は、この規程に規定する様式の提出を、主任研究者に委任することができる。ただし、様式第1、様式第4、様式第5、様式第6（助成金の額等、助成期間及び主任研究者の変更に関するもの）及び様式第8を除く。

二十五～三十（略）

（新設）

三十 交付決定を受けた助成事業の期間にかかわらず、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第35条の5の規定に基づき、機構の中長期計画における最終年度の翌年度以降の期間に係る助成事業内容の効力は、機構の次期中長期計画が、経済産業大臣の認可を受けることを条件として生ずるものとする。

三十二 助成事業者は、第7条第1項の規定に基づき共同研究フェーズの交付申請書を提出するときは、主任研究者及び当

<u>大学等</u>の双方が署名した「官民による若手研究者発掘支援事業費助成金交付申請についての合意書」を添付すべきこと。 2（略） 第10条（略） （助成事業の内容の変更） 第11条 機構は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、様式第6による計画変更承認申請書を提出させ、あらかじめ承認を受けさせるものとする。ただし、次の各号のいずれにも該当しない軽微な変更<u>及び第9条第1項第三号ただし書</u>の場合については、様式第7による計画変更届出書を提出させるものとする。 一～三（略） <u>（削除）</u> 2～3（略） （助成事業の承継） 第12条 機構は、助成事業者について相続、法人の合併若<u>又は分割等</u>により助成事業<u>（助成事業に続く企業化等を含む。）</u>を行う<u>者</u>が変更される場合において、その変更により事業を承継する<u>者</u>（以下「承継事業者」という。）が当該助成事業を継続して実施しようとするときは、様式第8-1による承継承認申請書をあらかじめ機構に提出させ、承継事業者が助成金の交付に係る変更前の助成事業を行う者の地位を承継する旨の承認を行うことができる。 2～3（略）	該共同研究等を行う<u>民間企業</u>の双方が署名した「官民による若手研究者発掘支援事業費助成金交付申請についての合意書」を添付すべきこと。 2（略） 第10条（略） （助成事業の内容の変更） 第11条 機構は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、様式第6による計画変更承認申請書を提出させ、あらかじめ承認を受けさせるものとする。ただし、次の各号のいずれにも該当しない軽微な変更の場合については、様式第7による計画変更届出書を提出させるものとする。 一～三（略） <u>四 主任研究者を変更しようとするとき。</u> 2～3（略） （助成事業の承継） 第12条 機構は、助成事業者について相続、法人の合併<u>若しくは分割又は主任研究者の助成事業者以外の大学等への異動等</u>により助成事業を行う<u>助成事業者</u>が変更される場合において、その変更により事業を承継する<u>大学等</u>（以下「承継事業者」という。）が当該助成事業を継続して実施しようとするときは、様式第8-1による承継承認申請書をあらかじめ機構に提出させ、承継事業者が助成金の交付に係る変更前の助成事業を行う者の地位を承継する旨の承認を行うことができる。 2～3（略）
--	---

4 機構は、前項の申請書を受理したときは、承継事業者が設立されたときに承継事業者の様式第8-1による承継承認申請書を提出させること等を条件に、承継事業者が助成金の交付に関する変更前の助成事業を行う<u>査</u>の地位を承継する旨の承認を行うことができる。 第13条～第14条 (略) (財産の管理等) 第15条 (略) 2～3 (略) 4 助成事業者は、助成事業が完了するときは、完了の日の翌日から起算して61日以内（助成事業の廃止の承認を受けたときは、その承認のあった日まで）に、又は助成事業が完了せずに機構の会計年度が終了するときは、翌会計年度の5月31日までに、様式第13による取得財産等管理明細表を実績報告書に添付して機構に提出しなければならない。 第16条～第17条 (略) (交付決定の取消) 第18条 (略) 一～九 (略) <u>土 第23条第3項に規定する場合において、助成事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。</u> 第19条～第22条 (略)	4 機構は、前項の申請書を受理したときは、承継事業者が設立されたときに承継事業者の様式第8-1による承継承認申請書を提出させること等を条件に、承継事業者が助成金の交付に関する変更前の助成事業を行う<u>助成事業者</u>の地位を承継する旨の承認を行うことができる。 第13条～第14条 (略) (財産の管理等) 第15条 (略) 2～3 (略) 4 助成事業者は、助成事業が完了するときは、完了の日の翌日から起算して61日以内（助成事業の廃止の承認を受けたときは、その承認のあった日まで）に、又は助成事業が完了せずに機構の会計年度が終了するときは、翌会計年度の5月31日までに、様式第13による取得財産等管理明細表を実績報告書に添付して機構に提出しなければならない。<u>ただし、2022年度補正予算助成事業者については、助成事業の完了日まで（助成事業の廃止の承認を受けたときは、その承認のあった日まで）に、様式第13による取得財産等管理明細表を実績報告書に添付して機構に提出するものとする。</u> 第16条～第17条 (略) (交付決定の取消) 第18条 (略) 一～九 (略) (新設) 第19条～第22条 (略)
---	--

(成果の普及及び実用化への努力) 第 23 条 (略) <u>2 助成事業者は、交付申請書に添付する実用化提案書を変更しようとする場合であつて、次の各号のいずれかに該当するときは、第 11 条第 1 項に基づき、あらかじめその承認を受けなければならない。</u> 一 <u>実用化提案を著しく変更しようとするとき。</u> 二 <u>その他前項の規定の趣旨に影響を与えるものとして、機構及び助成事業者が協議してあらかじめ定めた条件に該当するとき。</u> <u>3 前項において、実用化提案の変更が第 1 項の規定に抵触するおそれがある場合、機構は、助成事業者に対して変更内容の改善を求めることができる。</u> 4 助成事業者は、研究成果が実用化、事業化・製品化される場合については、事前に機構に対し報告するものとする。また、研究成果を学会又は学術雑誌等で発表する場合及び研究成果の実用化、事業化・製品化について発表又は公開する場合において、特段の理由がある場合を除き、機構の事業の結果得られた成果を活用していることを明示するものとする。 (実用化等の報告) 第 24 条 機構は、助成事業者に助成事業の完了年度の翌年度以降 5 年間、当該助成事業に係る過去 1 年間の成果の学術誌等での発表、助成事業に基づく発明、考案等に関して、産業財産権等の出願又は取得及びそれらを譲渡し若しくは実施権の設定、<u>共同研究等の実施</u>状況及び実用化の状況について、様式第 19 による実用化状況報告書を提出させるものとする。 2 前項に定める報告書は、助成事業者の毎会計年度決算確定後 20 日以内に提出させるものとする。<u>ただし、当該年度分の報告書に記載すべき基準納付額と累計納付額の合計が助成金確定額を超えることが明らかになった場合には、助成事業者は会計年</u>	(成果の普及及び実用化への努力) 第 23 条 (略) (新設) (新設) 2 助成事業者は、研究成果が実用化、事業化・製品化される場合については、事前に機構に対し報告するものとする。また、研究成果を学会又は学術雑誌等で発表する場合及び研究成果の実用化、事業化・製品化について発表又は公開する場合において、特段の理由がある場合を除き、機構の事業の結果得られた成果を活用していることを明示するものとする。 (実用化等の報告) 第 24 条 機構は、助成事業者に助成事業の完了年度の翌年度以降 5 年間、当該助成事業に係る過去 1 年間の成果の学術誌等での発表、助成事業に基づく発明、考案等に関して、産業財産権等の出願又は取得及びそれらを譲渡し若しくは実施権の設定、<u>企業等との連携</u>状況及び実用化の状況について、様式第 19 による実用化状況報告書を提出させるものとする。 2 前項に定める報告書は、助成事業者の毎会計年度決算確定後 20 日以内に提出させるものとする。
--	---

<u>度決算確定以前でも機構に報告書を提出することができるものとする。</u> (収益納付) 第 25 条 (略) 2 ～ 3 (略) <u>4 機構は、助成事業者が中小企業であって実用化状況報告書の対象年度に営業利益、経常利益又は純利益のいずれかが、単体決算で赤字となる場合に、当該年度の納付を免除することができるものとする。</u> <u>5 機構は、前項の免除を行う場合には、助成事業者の様式第 20 による納付免除申請書を提出させ、これを承認したときは、その旨を当該助成事業者に通知するものとする。</u> 第 26 条～第 29 条 (略) (削除)	(収益納付) 第 25 条 (略) 2 ～ 3 (略) (新設) (新設) 第 26 条～第 29 条 (略) (契約の相手方の制限) <u>第 30 条 2022 年度補正予算助成事業者は、助成事業を実施するために締結する委託、売買、請負その他の契約（契約金額が 100 万円未満のものを除く。）をするにあたり、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、助成事業の遂行上、当該事業者でなければ助成事業の遂行が困難又は不適當である場合は、機構の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。</u> <u>2 機構は、2022 年度補正予算助成事業者が前項の規定に違反して経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は、必要な措置を求めることができるものとし、2022 年度補正予算助成事業者は機構から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。</u>
--	---

(その他必要な事項) 第 30 条 この規程に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、機構が別にこれを定める。 附 則 <u>附 則 (2024 年 11 月 12 日 2024 年度規程第 38 号)</u> <u>1. この規程は、2024 年 11 月 12 日から施行する。</u> <u>2. 2024 年 11 月 12 日から 2025 年 4 月 30 日までの間に事業を開始する助成事業における第 4 条第 1 項第二号に定める交付対象となる研究者等の年齢について、出産・育児・介護により研究に専念できない期間があった者に限り、助成事業の開始年度の 4 月 1 日時点において、50 歳未満であることとする。</u> 別記 助成対象費用(内容)＜企業＞ 別添のとおり 様式第 1 別添のとおり 様式第 1 添付資料 1 別紙 2 別添のとおり 様式第 1 添付資料 3 別添のとおり 様式第 2 別添のとおり 様式第 4 別紙 1 別添のとおり 様式第 4 別紙 3 別添のとおり 様式第 20 別添のとおり	<u>3 前二項の規定は、助成事業の一部を第三者に請け負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に扱うものとし、2022 年度補正予算助成事業者は、必要な措置を講ずるものとする。</u> (その他必要な事項) 第 31 条 この規程に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、機構が別にこれを定める。 附 則
---	---